

令和4年第2回定例会

(初 日)

令和4年6月3日

令和4年第2回平川市議会定例会会議録（第1号）

○議事日程（第1号）令和4年6月3日（金）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案上程及び提案理由説明
- 第5 議案第75号 令和4年度平川市一般会計補正予算（第1号）案
- 第6 議案第76号 平川市防災行政無線施設設置条例及び平川市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第77号 平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案
- 議案第78号 財産の取得について
- 議案第79号 財産の取得について
- 議案第80号 令和4年度平川市一般会計補正予算（第2号）案
- 議案第81号 令和4年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第82号 令和4年度平川市水道事業会計補正予算（第1号）案
- 議案第83号 令和4年度平川市新屋財産区一般会計補正予算（第1号）案
- 第7 報告第3号 放棄した私債権の報告について
- 報告第4号 専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについて
 - ・専決第7号 平川市介護保険条例の一部を改正する条例
 - ・専決第8号 平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 - ・専決第9号 平川市税条例の一部を改正する条例
- 報告第5号 専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについて
 - ・専決第5号 令和3年度平川市大字大光寺財産区一般会計補正予算（第1号）
 - ・専決第10号 令和3年度平川市一般会計補正予算（第14号）
 - ・専決第11号 令和3年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算（第5号）
- 報告第6号 令和3年度平川市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 報告第7号 令和3年度平川市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第8号 令和3年度平川市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 報告第9号 令和3年度平川市下水道事業会計予算繰越について
- 報告第10号 専決処分した事項の報告について
 - ・専決第6号 工事の請負変更契約について
- 第8 請願第3号 貴議会での加齢性難聴者の補聴器購入に公的補助制度の創設を求める決議採択の請願

○本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番 葛西勇人
2番 山谷洋朗
3番 中畑一二美
4番 石田隆芳
5番 工藤貴弘
6番 工藤秀一
7番 福士稔
8番 長内秀樹
9番 佐藤保
10番 山田忠利
11番 大澤敏彦
12番 原田淳
13番 桑田公憲
14番 齋藤剛
15番 工藤竹雄
16番 齋藤律子

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

市長	長尾忠行
副市長	古川洋文
教育長	須々田孝聖
選挙管理委員会委員長	大川武憲
農業委員会会長	今井龍美
代表監査委員	鳴海和正
総務部長	對馬謙二
総務部総務課長兼選挙管理委員会事務局長	佐藤崇
企画財政部長	西谷司
市民生活部長	今井匡己
健康福祉部長	工藤伸吾
経済部長	對馬一俊
建設部長	原田茂
教育委員会事務局長	一戸昭彦
平川診療所事務長	宮川厚子
会計管理者	古川聡子

農業委員会事務局長
監査委員事務局長

小笠原 健
成 田 満

○出席事務局職員

事 務 局 長
総務議事係長
主 事

小 野 生 子
河 田 麻 子
藤 木 遥 奈

○議長（桑田公憲議員） 会議に入る前に、議場内の議員、理事者の皆様に申し上げます。

本定例会の開会中、報道関係者及び議会広報のため、議場内において撮影することを許可しておりますので、御了承願います。

また、本定例会中、新型コロナウイルス感染予防のため、本会議場の扉を開放しております。会議中は、常にマスクの着用をお願いします。

本定例会は、ペーパーレス化のためタブレットを利用しております。携帯電話、タブレット等は音の出ない操作を、また傍聴及び視聴されている方々に誤解を与えない利用形態をお願いします。

本日の出席議員は16名で、定足数に達しております。

ただいまから、令和4年第2回平川市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番、大澤敏彦議員及び12番、原田 淳議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

去る5月27日、議会運営委員会を開催し、会期について協議しましたところ、配付した会期日程表(案)のとおり、会期は本日から6月17日までの15日間に決定されました。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの15日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月17日までの15日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

市長より、議案第75号から議案第83号及び報告第3号から報告第10号までの計17件が提出されました。

議案等の説明のため、市長、副市長、教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、各関係部長等の出席を求めました。

監査委員より、令和4年1月分から3月分までの例月出納検査報告書の提出がありましたので御報告します。

また、碓ヶ関開発株式会社第25期決算報告書、令和4年度第26期予算書、令和3年度下半期平川市公営企業会計業務状況説明書、請願第3号貴議会での加齢性難聴者の補聴器購入に公的補助制度の創設を求める決議採択の請願、陳情第2号コロナ感染拡大防止策に関する陳情書、陳情第3号女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情、陳情第4号国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情、陳情第5号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書、陳情第6号沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を

求める陳情、意見要望第1号市発注工事に関する要望書、令和4年第1回定例会以降の議会の諸般事項報告書、議会運営委員会委員長より提出された、去る5月27日に開催した令和4年第4回議会運営委員会において、申し合わせしました事項について、それぞれタブレットに掲載しておりますので、御精読願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案上程及び提案理由説明に入ります。

議案第75号令和4年度平川市一般会計補正予算（第1号）案から報告第10号専決処分した事項の報告についてまでの17件を一括議題とし、市長より提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

（市長登壇）

○市長（長尾忠行） おはようございます。本日、令和4年第2回平川市議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の提案理由を御説明申し上げる前に、市政に係る諸般の報告を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてであります。3月31日から、県が1週間ごとの市町村別新規陽性者数の概数を公表することになりました。当市では、心配された5月の大型連休後においても、1週間の累計数が11人から50人となる状況が続いており、大きな増加は見られませんでした。県内においても、大型連休の影響は限定的で、新規陽性者は減少していますが、一方で依然として学校等でのクラスターが確認されている状況にあります。市民の皆様におかれましては、感染に対する警戒を緩めることなく、引き続き基本的な感染防止対策の徹底に御協力をお願い申し上げます。

当市における4回目のワクチン接種であります。今月13日から開始することとしております。対象者は、3回目の接種後5か月を経過した、60歳以上の方及び18歳以上60歳未満で基礎疾患等を有し、接種の申出をした方となり、順次接種券を発送しているところであります。

次に、コロナ禍における経済対策として、4月20日よりひらかわ得トク商品券を販売いたしました。小売業や生活関連サービス業など、幅広い業種で使用できるとあり、5月末現在で約1万3,000冊が販売されております。今後も市内経済の活性化を図るため多くの方に御利用していただきたいと考えております。

観光分野では、当市の一大イベントであります平川ねぶたまつりにつきまして、3年ぶりに開催する方針とし、実施方法について、県やひらかわねぶた連絡協議会等と、協議を重ねているところであります。また、本年からは新たな運行コースにより開催されることとなります。平賀駅前通りの電線が地中化されたことから、一層見応えのある祭りになると確信しておりますので、市民の皆様にも、久しぶりのねぶたを楽しんでいただきたいと思っております。

健康づくりの推進では、今年度新たに取り組む高血圧ゼロのまちモデルタウンへの参加が、日本高血圧学会より承認されたところであります。高血圧は重篤な病気を引き起こす最大の原因であることから、市では今後、専門家の指導を仰ぎながら、健診の受診勧奨や各種講座の開催などを通じ、引き続き健康長寿のまちづくり青森県ナンバーワンを目指して取り組んでまいります。

次に、地域運営組織として活動してきた西地区まちづくり委員会ですが、4月4日に一般社団法人となり、新たなスタートを切っております。人口が減少する中で、6町会が力を合わせ、主体的に地域の課題解決に取り組むこととしており、市としましては、まちづくり支援職員を配置し、当委員会の活動を積極的に支援するとともに、他の地区にも波及するよう、地域住民による主体的なまちづくりを推進してまいります。

令和8年に、青森県において開催が予定されている、第80回国民スポーツ大会につきましては、5月に平川市準備委員会設立発起人会を開催したところであります。今後、準備委員会を発足することとなりますが、議員の皆様をはじめ、多くの方の御協力を賜りながら、市民一丸となって準備を進めてまいります。

最後に、新本庁舎建設についてであります。工事は順調に進んでおり全工程の9割程度が完了となっております。現在、屋上の防水工事や内装の仕上げ工事、照明器具などの取付けを行っており、6月中旬より外構の舗装工事を進める予定であります。新本庁舎の開庁を市民の皆様も心待ちにしていることと思っておりますので、最後まで万全を期して事業を遂行してまいります。

以上、諸般の報告について申し上げます。

令和4年度も、議員の皆様、市民の皆様と力を合わせながら、「あふれる笑顔 ぐらし輝く 平川市」を目指し、平川市らしいまちづくりを進めてまいりますので、なお一層の御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、上程いたしました各議案の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと思っております。

議案第75号令和4年度平川市一般会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入歳出それぞれ5,134万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ203億2,134万6,000円とするものであります。

補正の内容は、国による低所得の子育て世帯に対する支援として、特別給付金を支給するため、必要な事業費を計上するものであります。歳入15款、国庫支出金では、給付事業に係る補助金5,134万6,000円を、歳出3款、民生費では、給付金5,040万円のほか、給付に係る事務費94万6,000円を新規計上しております。

議案第76号平川市防災行政無線施設設置条例及び平川市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、行政区の名称及び区域を改めたことに伴い、関係する条例を改正するため提案するものであります。

議案第77号平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案につきましては、租税特別措置法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第78号財産の取得については、消防ポンプ自動車1台を取得するため、株式会社富士商会、代表取締役阿保 隆と2,442万円で契約を締結するものであります。

議案第79号財産の取得については、新本庁舎の什器備品を取得するため、有限会社田本商店、代表取締役田本和行と2億7,610万円で契約を締結するものであります。

議案第80号令和4年度平川市一般会計補正予算（第2号）案につきましては、歳入歳出それぞれ2億1,324万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ205億3,459万3,000円とするものであります。

補正の主な内容は、1点目に、平賀東中学校大規模改修事業に係る国庫補助金の内示

に伴い、継続費の年割額を変更したこと。2点目には、市が被告となる損害賠償等請求事件について、弁護士費用に係る債務負担行為を設定したこと。3点目には、新型コロナウイルス感染症対策として、市内事業者の売上回復に向けた経営継続支援など、必要な事業費を計上したことであります。

まず、歳入の主なものでありますが、15款、国庫支出金では、学校感染症対策事業585万円、平賀東中学校大規模改修事業2,829万2,000円を新規計上しております。16款、県支出金では、青森県新型コロナウイルス感染症市町村総合対策事業7,800万円を新規計上しております。19款、繰入金では、今回の補正における財源調整分として、財政調整基金繰入金を275万円追加しております。21款、諸収入では、自治総合センター助成金530万円、デジタル基盤改革支援補助金558万8,000円を新規計上しております。

次に、歳出の主なものでありますが、2款、総務費では、コミュニティ助成事業補助金530万円、オンライン申請管理システム等構築業務委託料1,117万6,000円を新規計上しております。4款、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の令和3年度実績により、国庫支出金の返還金2,125万2,000円を新規計上しております。6款、農林水産業費では、林業・木材産業等振興施設整備事業補助金2,750万円を新規計上しております。7款、商工費では、市内事業者に対する経営継続サポート事業補助金1,000万円、市有施設の指定管理者に対する事業継続支援金869万6,000円を新規計上しております。9款、消防費では、消火栓移設のため、工事負担金300万円を追加しております。10款、教育費では、市内小・中学校の感染症対策に係る備品購入費として、1,170万円を追加したほか、平賀東中学校大規模改修事業に係る経費9,767万4,000円を追加しております。

議案第81号令和4年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入歳出それぞれ276万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億1,276万8,000円とするものであります。

補正の内容は、令和4年7月以降の碓ヶ関診療所の医師送迎に係るタクシー借上料を新規計上するものであります。

議案第82号令和4年度平川市水道事業会計補正予算（第1号）案につきましては、収益的支出を50万円、資本的収入及び支出をそれぞれ300万円追加するものであります。

補正の主な内容は、特別損失の追加及び、消火栓移設に伴う建設改良費の追加によるものであります。

議案第83号令和4年度平川市新屋財産区一般会計補正予算（第1号）案につきましては、間伐による収入の増額により17万1,000円を追加するものであります。

報告第3号放棄した私債権の報告については、平川市私債権の管理に関する条例の規定に基づき、水道料金、給食収入の時効により8件の私債権を放棄したことから、報告するものであります。

報告第4号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについては、地方自治法第179条第3項の規定により、専決処分した事項について、報告し、承認を求めるものであります。

専決第7号平川市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険料の減免期間の延長を行う必要が生じたため専決処分したものであります。

専決第8号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、課税限度額の引上げ、及び減免期間の延長を行う必要が生じたため専決処分したものであります。

専決第9号平川市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部改正に伴い、土地に係る固定資産税の負担調整措置等について、改正を行う必要が生じたため専決処分したものであります。

報告第5号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについては、地方自治法第179条第3項の規定により、専決処分した事項について、報告し、承認を求めるものであります。

専決第5号令和3年度平川市大字大光寺財産区一般会計補正予算（第1号）につきましては、保育間伐事業の精算により、負担額を4万4,000円追加したものであります。

専決第10号令和3年度平川市一般会計補正予算（第14号）につきましては、予算整理として編成し、令和4年3月31日付で専決処分したものであります。

歳入歳出それぞれ6億1,913万2,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ234億4,777万8,000円としております。

その内容であります。まず、繰越明許費では、年度内完了が見込めないものとして、すこやか住宅支援事業1,055万円、子育て世帯への臨時特別給付金事業246万4,000円、水田農業基盤強化事業54万円を追加しました。また、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、令和3年度の実績見込みに基づき、繰越明許費を1億8,960万円へ変更しております。

次に、歳入であります。主なものとしましては、1款、市税では、個人市民税1億1,196万1,000円、法人市民税1億5,265万5,000円、市たばこ税2,001万9,000円を追加しました。7款、地方消費税交付金では、交付決定により1億6,746万3,000円を追加しました。11款、地方交付税では、交付決定により、1億1,918万1,000円を追加しました。15款、国庫支出金では、生活保護に係る国庫負担3,103万8,000円を減額したほか、除雪事業に係る補助金の交付決定により、4,594万2,000円を追加しました。18款、寄附金では、ふるさと納税7,521万6,000円を追加しました。21款、諸収入では、新本庁舎建設工事に係る二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金3,879万9,000円を減額しました。22款、市債では、事業費の整理に伴い6,450万円を減額しました。

次に、歳出の主なものであります。2款、総務費では、ふるさと納税の返礼品等に係る報償費3,100万2,000円を減額しました。また、今回の補正における一般財源の剰余分11億2,247万5,000円を公共施設等整備基金積立金として追加しました。

これ以降に申し上げる歳出予算は、主に入札減や事業費の精査、コロナ禍のため中止した事業により減額したものであります。3款、民生費では、生活保護の扶助費6,499万6,000円を減額、4款、衛生費では、予防接種委託料2,322万7,000円を減額、6款、農林水産業費では、ふるさと農業応援事業補助金442万4,000円を減額、7款、商工費では、元気ひらかわ！旅行券事業に係る補助金2,388万3,000円を減額、8款、土木費では、除雪委託料4,993万5,000円を減額、10款、教育費では、県民体育大会参加補助金645万8,000円を減額、11款、災害復旧費では、借上料、工事請負費など合わせて1,832万8,000円を減額しました。

専決第11号令和3年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算(第5号)については、予算整理として編成し、令和4年3月31日付で専決処分したものであります。

補正の主な内容は、歳入において、新型コロナウイルスワクチン接種に係る諸収入を追加し、一般会計繰入金を減額したものであります。

報告第6号令和3年度平川市一般会計継続費繰越計算書の報告については、新本庁舎建設事業については令和2年度から、道の駅いかりがせき大規模改修事業及び、平賀東中学校大規模改修事業については令和3年度から、それぞれ継続費を設定し事業を進めてまいりました。これらの事業について、令和3年度の支出額を除いた残額について、逡次繰越し、継続費繰越計算書を調製しましたので、報告するものであります。

報告第7号令和3年度平川市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、非課税世帯等臨時特別給付金事業、新本庁舎LAN環境構築事業、ひらかわ得トク商品券発行事業など、合わせて21事業で、総額5億5,995万7,000円を繰り越すこととし、繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、報告するものであります。

報告第8号令和3年度平川市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告については、航空レーザ測量データ導入事業、さるか荘温水ボイラー更新事業及び、文化センターワイヤレスマイクシステム更新事業について、コロナ禍や半導体不足の影響により、製品の納入が遅延となり、年度内の事業完了が困難となったことから、やむを得ず令和4年度に事故繰越しすることとし、事故繰越し繰越計算書を調製しましたので、報告するものであります。

報告第9号令和3年度平川市下水道事業会計予算繰越については、日沼地区岩木川流域公共下水道接続事業において、建設改良費200万円を繰越すこととしましたので、報告するものであります。

報告第10号専決処分した事項の報告については、平川市立碓ヶ関中学校大規模改修工事の工事請負変更契約について専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、御報告申し上げるものであります。

変更の主な内容は、外壁改修箇所や天井点検口設置箇所を追加したものであります。

以上が、本日提出いたしました各議案の概要であります。細部につきましては、議事の進行に伴い、御質問に応じ、本職をはじめ、関係者からそれぞれ御説明申し上げます。

議員の皆様には、慎重御審議の上、原案どおり御議決並びに御承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(桑田公憲議員) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第5、議案の審議に入ります。

議案第75号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第75号は、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定しました。
議案第75号令和4年度平川市一般会計補正予算（第1号）案を議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 討論を終わります。

議案第75号令和4年度平川市一般会計補正予算（第1号）案を採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第6、各常任委員会への議案付託に入ります。

提出議案目録及び委員会付託一覧表（案）を、タブレットに掲載しましたので御参照願います。

議案第76号平川市防災行政無線施設設置条例及び平川市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案から、議案第83号令和4年度平川市新屋財産区一般会計補正予算（第1号）案までの8件を一括議題とし、これより質疑に入ります。

会議規則第55条の規定に「発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。」とありますので、御注意ください。

質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 議案第80号令和4年度平川市一般会計補正予算（第2号）、ページが52ページ、債務負担行為について伺います。

先ほど市長が、提案理由の中で簡単に説明をしておりました。このことは、平川市が提訴された件に関する債務負担行為だと思っております。空き店舗対策事業補助金について、引湯管が温泉情緒を損ねていることに対する損害賠償額、合計255万2,870円、市を相手取り提訴していることによるものと思っております。

裁判の結果がどうなるか分からないことから、債務負担行為を設定したものと思っておりますが、その辺について説明してください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 原田 淳議員お見込みのとおりでございます。訴訟におきましては、提訴から判決まで期間を要することが一般的であることから、将来的に負担が発生するものとして債務負担行為を設定したものであります。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 分かりました。もしですね、相手方、原告の主張が認められず、当市が全面的に勝訴したときには、この弁護士費用着手金22万円、さらに請求排除額、これ消費税抜きで16%について、原告に請求するべきと考えますが、市の考えはどうですか。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） この相談を弁護士さんと事前契約を交わす際にも確認してました。市が勝訴した場合であっても、民事訴訟の制度におきましては原告に請求できないというふうになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員に申し上げますけれど、タブレットを寄せてください。聞こえづらいように思います。

原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 請求できないと。民事訴訟においてできないと、法的には。裁判の結果がどうなるか、これは分かりませんが、例えば市で勝訴した場合には、その費用、単純に計算すれば消費税抜きで約63万円ほど、税金から支払われることになりません。その金額は訴えられ損となると。これでは納得しがたいことからですね、じゃあ逆にですね相手方を提訴すればいいのではないかと考えますが、その辺どう思いますか。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 私どもも原田 淳議員と同じことも考えていましてですね、実は弁護士さんのほうにも確認しておった部分もございます。

まず、事実無根の嫌がらせとかの提訴をする場合を除きまして、損害賠償の請求によって発生した弁護士費用や印刷代、通信費とかを、相手に改めて訴えることも民事訴訟制度ではできないこととなっておりますということを確認しておりましたので、何とか御理解をお願いします。

○議長（桑田公憲議員） ほかに御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 質疑を終わります。

お諮りします。

議案第76号から議案第83号までの8件を委員会付託一覧表（案）のとおり、各常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの8件は、委員会付託一覧表（案）のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

日程第7、報告案件に入ります。

まず、報告第3号から報告第10号までの合計8件のうち、さきに地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分され、同条第3項の規定により、議会への報告並びに承認を要する案件を議題とします。

報告第4号及び報告第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいまの報告第4号及び報告第5号については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定しました。

報告第4号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについてを議題とします。

報告第4号中、専決第7号平川市介護保険条例の一部を改正する条例、専決第8号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、専決第9号平川市税条例の一部を改正する条例の3件について、会議規則第35条の規定により一括議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、専決番号を告げてから、質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論がある方は、専決番号を告げてから、討論を行ってください。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 討論を終わります。

報告第4号中、専決第7号平川市介護保険条例の一部を改正する条例、専決第8号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、専決第9号平川市税条例の一部を改正する条例の3件について、一括採決します。

ただいまの専決3件は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいまの専決3件は、承認することに決定しました。

次に、報告第5号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについてを議題とします。

報告第5号中、専決第5号令和3年度平川市大字大光寺財産区一般会計補正予算(第1号)、専決第10号令和3年度平川市一般会計補正予算(第14号)、専決第11号令和3年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算(第5号)の合計3件を、会議規則第35条の規定により一括議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、専決番号を告げてから、質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論がある方は、専決番号を告げてから、討論を行ってください。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑田公憲議員） 討論を終わります。

報告第5号中、専決第5号令和3年度平川市大字大光寺財産区一般会計補正予算（第1号）、専決第10号令和3年度平川市一般会計補正予算（第14号）、専決第11号令和3年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算（第5号）の3件について、一括採決します。

ただいまの専決3件は、承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの専決3件は承認することに決定しました。

次に、報告第3号放棄した私債権の報告について、報告第6号令和3年度平川市一般会計継続費繰越計算書の報告について、報告第7号令和3年度平川市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第8号令和3年度平川市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、報告第9号令和3年度平川市下水道事業会計予算繰越について、報告第10号専決処分した事項の報告についての6件についてを議題とします。

報告内容については、先ほど市長から説明がありましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告のみで終わります。

日程第8、請願の付託に入ります。

初めに、請願第3号貴議会での加齢性難聴者の補聴器購入に公的補助制度の創設を求める決議採択の請願についてを議題とします。

紹介議員は、齋藤律子議員です。

紹介議員に請願の趣旨説明を求めます。

16番、齋藤律子議員登壇願います。

（齋藤律子議員登壇）

○16番（齋藤律子議員） 請願第3号貴議会での加齢性難聴者の補聴器購入に公的補助制度の創設を求める決議採択の請願について、紹介議員として趣旨説明を行います。

請願第3号の請願趣旨には、加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因となり、最近では、鬱や認知症の危険因子になることも専門家から指摘されていると述べています。

補聴器の価格は、平均片耳15万円と高額なことも影響してか、欧米に比べ補聴器の使用率は欧米40%に対し、日本は10%と低く、必要でありながら普及していない現状にあります。

身体障がい者である高度・重度難聴の場合は1割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除が受けられるものの、対象者はわずかで9割は自費購入の実態にあります。特に低所得の高齢者に対する配慮が必要であると、請願第3号では訴えています。

欧米では、補聴器購入の公的補助制度がありますが、日本は国に対して公的補助制度創設を求める意見書採択は7県217市区町村で、自治体独自の公的補助制度の確立は74市区町村にとどまっていると記しています。高齢になっても心身ともに健やかに過ごすことができ、鬱や認知症の予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるものと考えていると述べています。

請願事項である、貴議会として加齢性難聴者の補聴器購入に公的補助制度創設を決議

することを、平川市議会としても満場一致で御採択いただくよう、心からお願いを申し上げます。

以上で請願第3号の紹介議員としての趣旨説明を終わります。

(齋藤律子議員降壇)

○議長（桑田公憲議員） 以上で紹介議員からの趣旨説明は終わりました。

会議規則第141条の規定により、請願第3号は、教育民生常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、6日午前10時開議とし、その日は一般質問を予定しております。

本日はこれをもって散会します。

午前11時02分 散会